

長野県観光情報誌等広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県が発行する観光情報誌等へ掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告枠 広告を掲載するため、観光情報誌等に設けられたスペースをいう。
- (2) 広告掲載 観光情報誌等に民間企業等の広告を有料で掲載することをいう。
- (3) 広告主 広告枠への広告の掲載を希望する者をいう。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、掲載位置、広告枠の数等については、広報媒体ごとに別に定める。

(広告掲載を行う権利の売却等)

第4条 広告掲載は、広告枠に広告掲載を行う権利を売却することにより行う。

- 2 広告枠に広告掲載を行う権利は、広告媒体毎に一括して1者に売却する。
- 3 広告枠に広告掲載を行う権利は、契約した広告媒体にのみ行使できるものとする。
- 4 第1項の規定による売却は、一般競争入札により行う。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料は、県が指定する期日までに一括して徴収する。

- 2 既に納付された広告料その他の料金は、還付しないものとする。ただし、県から広告枠に広告を掲載する権利を買い受けた者（以下「広告代理店」という。）の責めに帰すべき事由がないと県が認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告主は、広告代理店に広告の掲載を申し込むものとする。

(広告主の基準)

第7条 次に掲げる者の広告は掲載しない。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) 物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく指名停止を受けている期間中の者
- (4) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項

に規定する接客業務受託営業を営む者

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、観光情報誌等に広告を掲載することが適当でない者として別に定めるもの

（広告の基準）

第8条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (6) 事実と異なるもの
- (7) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないものなど虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (8) 広告であること又は広告等の内容が不明確であるもの
- (9) 広告主の名称、連絡先等が明示されていないなど責任の所在が不明確であるもの
- (10) 個人の氏名を広告するもの
- (11) 不当な比較広告
- (12) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコその他これらに類するものに関するもの
- (13) 占い、運勢判断その他これらに類するものに関するもの
- (14) 債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するものに関するもの
- (15) たばこの販売を促進する目的のものその他これに類する目的のもの
- (16) 前各号に掲げるもののほか、観光情報誌等に掲載することが適当でない広告等の内容として別に定めるもの

（関連性及びデザイン性の配慮）

第9条 広告代理店は、観光情報誌等のデザイン性を考慮し、誌面と関連のある広告を掲載するよう努めなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告の原稿は、広告代理店が作成するものとする。

- 2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告代理店が負担するものとする。
- 3 広告代理店は、広告主を募集し、県が指定する期日までに、当該広告の原稿を県に提出しなければならない。
- 4 県は、広告代理店が広告枠のスペースについて広告掲載を行わないときは、当該スペースに無料で記事を掲載できるものとする。

(広告主及び広告の審査)

第 11 条 前条第 3 項の規定により広告の原稿が提出されたときは、県は、当該原稿に係る広告主及び広告（以下「広告内容」という。）を審査し、広告内容が適当なときは、広告の原稿の引渡しを受ける。

2 前項の審査の結果、広告内容が第 8 条に規定する基準を満たしていないときその他広告内容が不適当なときは、県は広告代理店に対し、広告内容の補正等を指示するものとする。

3 前項の指示があったときは、広告代理店は、県が指定する日までに広告内容の補正等を行わなければならない。この場合において、指示の内容が広告の補正であるときは、広告代理店は、県が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。

4 前項の規定による補正等を行った後の広告内容の審査については、第 1 項の規定を準用する。

(広告代理店の責務)

第 12 条 広告代理店は、広告内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告代理店は、広告の掲載に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 27 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 5 月 26 日に一部改定する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日に一部改定する。

この要綱は、平成 30 年 10 月 29 日に一部改定する。